

対象となる児童

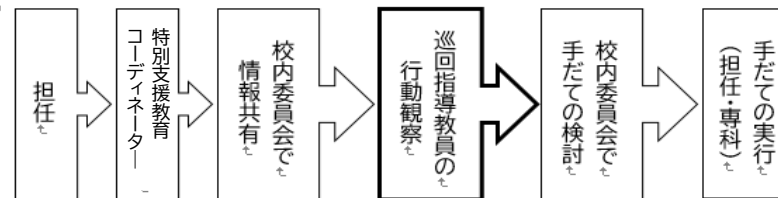


特別支援教室では、このような願いをもった児童が、在籍学級で力を発揮できるように指導します。但し、学習を補充するところではありません。

特別支援教室 入室について

特別支援教室での指導の対象となる児童は、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童です。

参考「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1178号）および「特別支援教室の運営ガイドライン」P.10（東京都教育委員会）



- ① 保護者や担任の気付きより、在籍学級でできる支援を検討および実施し特別支援教室の申請に向けた検討を開始します。
- ② 行動観察→支援策検討→発達検査をもとにした手だての検証→申請の検討などを校内委員会で十分に検討をします。行動観察・支援策検討は、必要に応じて複数回行います。（利用申請には発達検査が必要になります。）
- ③ 各校の校内委員会で、申請することが適当であることが判断されると学校および保護者が書類を作成し区へ提出します。
- ④ 区の判定委員会にて承認されると、入室が決定します。

※入室希望のお申し出があってから、検討、申請、判定、承認まで時間を要することがあります。

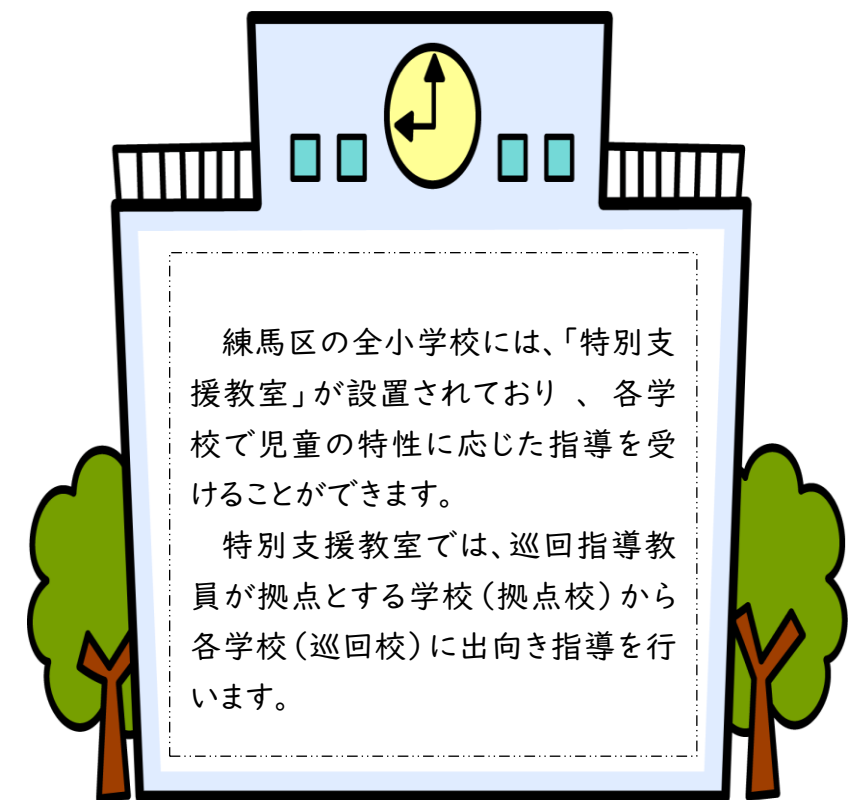
就学しているお子さんで入室を希望される方は、担任へご相談ください。各学校の校内委員会での協議の上、学校を通じて申請します。

未就学児童は、練馬区教育委員会教育振興部『学務課就学相談係』に直接ご連絡ください。

練馬区教育委員会 学務課就学相談係

5984-5664（直通）

練馬区立小学校 特別支援教室案内



練馬区教育委員会



特別支援教室は、通常学級に在籍する児童の学習上または生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導をするために、特別の教育課程により指導を行うことができる教室です。

巡回指導教員がグループ内の各小学校を巡回して、児童一人一人の実態や特性に応じた指導を行います。



- ・通常の学級での学習におおむね参加し、週に1.2回程度、授業時間内の決められた時間に特別支援教室に通室します。行事や特別な授業があるときは、在籍学級の授業を優先します。
- ・一人一人の状況に応じた個別指導計画を作成し、個別指導と小集団指導を組み合わせる指導を行います。

個別指導

在籍学級の様子やアセスメント(WISC等)を基に、それぞれの児童に合った指導を計画し、学校生活を自信をもって送ることができるよう指導を行います。必要に応じて、国語・算数などの内容を扱いますが、在籍学級での授業内容を補充するものではありません。

小集団指導

2人以上の小集団の中で、集団への参加やコミュニケーションの仕方を学習します。

退室

指導期間を原則1年間とし、毎学期成果の検証を行い、苦手な部分が軽減し、課題は抱えながらも通室するほどではなくなった場合、退室となります。

※退室後、特別支援教室での指導はなくなりますが、必要に応じて、担任を中心とした校内での支援を継続して行います。

こんなことを指導しています

在籍学級で他の児童と共に有意義な学校生活を送ることができるようになるために、自分のよさを知り、自分に合った学び方で意欲的に取り組めるよう指導しています。



【在籍学級での児童の様子】

- ◆コミュニケーションがうまくとれない
- ◆相手の立場になって考えることが難しい

- ◆集中し続けることが難しい
- ◆授業中に席を離れてしまったり、先生の話が終わらないうちに話してしまったりするなど一斉指導で学習することが難しい
- ◆持ち物の管理が難しい

- ◆読み書きが苦手である
- ◆数字の処理が苦手である



【特別支援教室での学習活動例】

- ◆適切な関わりができるようになるためのロールプレイ
- ◆相手の気持ちを考える活動

- ◆提示された情報量を調節しながら、必要な情報を見分けたり、聞き分けたりする力を身に付けるための活動
- ◆順番を守って人の話を聞くなど、規律や授業のルールを理解したり、相手の話を最後まで聞いたりする習慣を身に付ける活動

- ◆自分に合った学習方法を知り、その方法を取り入れて、読み書きができるようにするための活動

